

【公開版】

提出年月日	令和2年4月20日 R2
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第31条：重大事故等への対処に
必要となる水の供給設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 概要

1. 1 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

1. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

1. 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備

1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備

2. 設計方針

2. 1 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

2. 1. 2 第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 2 多様性, 位置的分散

2. 3 悪影響防止

2. 4 個数及び容量等

2. 5 環境条件等

2. 6 操作性の確保

2. 7 試験・検査

3. 主要設備及び仕様

第 31. 1 表 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の主要設備の仕様

第 31. 1 図 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図
(その 1) (大気中への放射性物質の拡散を抑制)

第 31. 2 図 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図
(その 2) (航空機衝突による航空機燃料火災への泡消火)

2 章 補足説明資料

令和2年4月20日 R2

1章 基準適合性

規則への適合性

「加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第三十一条では、以下の要求がされている。

(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

第31条に規定する「重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。

- 一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できると。
- 二 複数の代替水源（貯水槽、ダム、貯水池又は海等）が確保されていること。
- 三 各水源からの移送ルートが確保されていること。
- 四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。

<適合のための設計方針>

重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保する
とともに、十分な量の水を供給できる水の供給設備を設ける設計とする。

代替水源は、複数を確保する。

代替水源から重大事故等への対処を行う設備へ水の供給ができる移送ホ
ース及びポンプを配備し、水の移送ルートは代替水源から重大事故等への
対処を行う設備まで確保する。

1. 概要

1. 1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

重大事故等への対処に必要な水の供給設備は、「第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備」及び「第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

1. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要な水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽

燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処に必要な水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽

1. 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要な水源である第1貯水槽へ水を補給するために、「第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備」及び「敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備
重大事故等への対処に水を使用する場合、第2貯水槽から第1貯水
槽へ水を補給するために、水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を
設置及び保管する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽
- ・貯水槽水位計

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型送水流量計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）
- ・可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）
- ・情報把握計装設備用可搬型発電機
- ・ホース展張車
- ・運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備
重大事故等への対処に水を使用する場合、敷地外水源から第1貯水
槽へ水を補給するために、水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を
設置及び保管する。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽
- ・貯水槽水位計

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・可搬型送水流量計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）
- ・情報把握計装設備用可搬型発電機

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

2. 設計方針

2. 1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

重大事故等への対処に必要な代替水源として、第1貯水槽及び第2貯水槽を新たに設置し、敷地外水源（尾駁沼及び二又川）確保する。

重大事故等への対処に必要な十分な水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、2分割構造の設計とする。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、スロッシングの影響を考慮した設計とする。

なお、第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。

2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

想定する重大事故等時において、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の水源として、常設重大事故等対処設備の第1貯水槽を新たに設置する。

想定する重大事故等時において、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源として、常設重大事故等対処設備の第1貯水槽を新たに設置する。

第1貯水槽は「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」としても使用する。

第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備の系統概要図を第31.1図及び2図に示す。

主要な設備は以下のとおりとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽

2. 1. 2 第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための設備

「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第1貯水槽へ水を補給するための設備として、常設重大事故等対処設備の第2貯水槽を新たに設置し、補給を行うための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯蔵タンクを新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために、常設重大事故等対処設備の貯水槽水位計を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型送水流量計を新たに配備する。

対処の実施に必要な情報を把握するために、可搬型重大事故等対処設備の可搬型情報収集装置(第1保管庫・貯水所用)及び可搬型情報収集装置(第2保管庫・貯水所用)を新たに配備する。

可搬型情報収集装置(第1保管庫・貯水所用)及び可搬型情報収集装置(第2保管庫・貯水所用)に電源を供給する設備として、可搬型重大事故等対処設備の情報把握計装設備用可搬型発電機を新たに配備する。

大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、第2貯水槽の水を第1貯水槽へ補給できる設計とする。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置及び敷設できる設計とする。

可搬型送水流量計は、可搬型建屋外ホース内の流量を確認できる設計とする。

貯水槽水位計及び可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）は第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認できる設計とする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）は可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により計測した情報を収集する。収集した情報は「第34条 緊急時対策所」の情報収集装置に伝送する設計とする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）の電源は情報把握計装設備用可搬型発電機からの給電により使用可能な設計とする。

大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車及び情報把握計装設備用可搬型発電機は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は、軽油貯蔵タンクの近傍で補給できる設計とする。また、大型移送ポンプ車及び情報把握計装設備用可搬型発電機は、設置場所での給油を可能とするため、軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

第1貯水槽へ水を補給するための設備の系統概要図を第31.1図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽
- ・ 第2貯水槽
- ・ 貯水槽水位計

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯蔵タンク（第32条 電源設備）

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ 可搬型送水流量計
- ・ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・ 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・ 可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）
- ・ 可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）
- ・ 情報把握計装設備用可搬型発電機
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

b. 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油用タンクローリ（第32条 電源設備）

2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための設備

「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第1貯水槽へ水を補給するための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯蔵タンクを新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために、常設重大事故等対処設備の貯水槽水位計を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型送水流量計を新たに配備する。

対処の実施に必要な情報を把握するために、可搬型重大事故等対処設備の可搬型情報収集装置(第1保管庫・貯水所用)を新たに配備する。

可搬型情報収集装置(第1保管庫・貯水所用)及び可搬型情報収集装置(第2保管庫・貯水所用)に電源を供給する設備として、可搬型重大事故等対処設備の情報把握計装設備用可搬型発電機を新たに配備する。

大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、敷地外水源(尾駈沼及び二又川)の水を第1貯水槽へ補給できる設計とす

る。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置及び敷設できる設計とする。

可搬型送水流量計は、可搬型建屋外ホース内の流量を確認できる設計とする。

貯水槽水位計，可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）は第1貯水槽の水位を確認できる設計とする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）は可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により計測した情報を収集する。収集した情報は「第34条 緊急時対策所」の情報収集装置に伝送する設計とする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）の電源は情報把握計装設備用可搬型発電機からの給電により使用可能な設計とする。

大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車及び情報把握計装設備用可搬型発電機は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車，ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は，軽油貯蔵タンクの近傍で補給できる設計とする。また，大型移送ポンプ車及び情報把握計装設備用可搬型発電機は，設置場所での給油を可能とするため，軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

主要な設備は，以下のとおりとする。

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽

- ・貯水槽水位計
- b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油貯蔵タンク（第 32 条 電源設備）
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車
 - ・可搬型建屋外ホース
 - ・可搬型送水流量計
 - ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
 - ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
 - ・可搬型情報収集装置（第 1 保管庫・貯水所用）
 - ・情報把握計装設備用可搬型発電機
 - ・ホース展張車
 - ・運搬車
 - b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ（第 32 条 電源設備）

2. 2 多様性, 位置的分散

基本方針については, 「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (第二十七条第 1 項第六号, 第 2 項, 第 3 項第二号, 第四号, 第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は, 互いに位置的分散を図る設計とする。

貯水槽水位計は, 地震, 溢水, 火災及び内部発生飛散により機能が損なわれる場合, 代替設備による機能の確保, 修理等の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。

貯水槽水位計は, 風 (台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 森林火災及び航空機落下により機能が損なわれる場合, 代替設備による機能の確保, 修理等の対応により機能を維持する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

大型移送ポンプ車, 可搬型第 1 貯水槽給水流量計, 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式), 可搬型貯水槽水位計 (電波式), 可搬型情報収集装置 (第 1 保管庫・貯水所用), 可搬型情報収集装置 (第 2 保管庫・貯水所用) 及び情報把握計装設備用可搬型発電機は, 転倒しないことを確認する, 又は必要により固縛等の処置をするとともに, 基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に, 燃料加工建屋から 100m 以上の離隔距離を

確保した場所に保管するとともに外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）は、貯水槽水位計と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可搬型とすることで独立性を有する設計とする。

2. 3 悪影響防止

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 (第二十七条第 1 項第六号, 第 2 項, 第 3 項第二号, 第四号, 第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備は, 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備は, 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

大型移送ポンプ車は, 回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2. 4 個数及び容量等

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 2 個数及び個数及び容量等 (第二十七条第 1 項第一号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

再処理施設と共用する第 1 貯水槽は、重大事故等への対処に必要なとなる水を供給できる容量として約 20000m³ (第 1 貯水槽 A 約 10000m³, 第 1 貯水槽 B 約 10000m³) を有する設計とし、1 基以上を有する設計する。

再処理施設と共用する第 2 貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために第 1 貯水槽へ水を補給できる容量として約 20000m³ (第 2 貯水槽 A 約 10000m³, 第 2 貯水槽 B 約 10000m³) を有する設計とし、1 基以上を有する設計する。

再処理施設と共用する貯水槽水位計は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために 300~7500mm の測定範囲を有する設計とし、4 台以上を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

再処理施設と共用する大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために約 1,800m³/h のポンプ容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 4 台、予備として故障時のバックアップを 4 台の合計 8 台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型第 1 貯水槽給水流量計は、重大事故等への対処に必要なとなる水を補給するために 0~1,800m³/h の計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として 10

台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを20台の合計30台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽水位計（ロープ式）は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために0～10mの計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は必要数として4台，予備として故障時バックアップを4台の合計8台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽水位計（電波式）は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために0～7500mmの計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は必要数として4台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを8台の合計12台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために保有数は必要数として1台，予備として故障時バックアップを1台の合計2台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために保有数は必要数として1台，予備として故障時バックアップを1台の合計2台以上を確保する。

再処理施設と共用する情報把握計装設備可搬型発電機は，重大事故等への対処に必要な水を補給するために保有数は必要数として2台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを3台の合計5台以上を確保する。

2. 5 環境条件等

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 3 環境条件等（第二十七条第 1 項第二号，第七号，第 3 項第三号，第四号）」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽は，コンクリート構造とすることで汽水による腐食を考慮した設計とする。

水供給設備は，「第 27 条 重大事故等対処設備」の「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

第 1 貯水槽，第 2 貯水槽及び貯水槽水位計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第 1 保管庫・貯水所及び第 2 保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

貯水槽水位計は，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して，代替設備による機能の確保，修理等の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また，大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計，可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式），可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用），可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用），情報把握計装設備用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。また、溢水量及び内部飛散物を考慮し、影響を受けない位置への保管，被水防護を講ずる設計とする。

水供給設備は、「第27条 重大事故等対処設備」の「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

大型移送ポンプ車は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計する。

水供給設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。

大型移送ポンプ車，可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用），可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）及び情報把握計装設備用可搬型発電機は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。

2. 6 操作性の確保

基本方針については、「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 4 操作性及び試験・検査性 (第二十七条第 1 項第三号, 第四号, 第五号, 第 3 項第一号, 第五号)」に示す。

大型移送ポンプ車, 可搬型第 1 貯水槽給水流量計, 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式), 可搬型貯水槽水位計 (電波式), 可搬型情報収集装置 (第 1 保管庫・貯水所用), 可搬型情報収集装置 (第 2 保管庫・貯水所用) 及び情報把握計装設備用可搬型発電機は, 簡便なコネクタ接続に統一することにより, 現場での接続が可能な設計とする。

2.7 試験・検査

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性（第二十七条第1項第三号，第四号，第五号，第3項第一号，第五号）」に示す。

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，水位を定期的に確認することができる設計とする。

貯水槽水位計は，加工施設の運転中又は停止中に，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，貯水槽水位計は，可能な限り各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は，独立して機能，性能の確認が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。また，水供給設備の大型移送ポンプ車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計，可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）は，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）は，加工施設の運転中又は停止中に，模擬入力による機能，性能確認（表示）及び外観確認が可能な設計とする。また，可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）は，各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

3. 主要設備及び仕様

重大事故等への対処に必要な水の供給設備の主要設備の仕様を第31.1表に示す。

第 31.1 表 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の主要設備の様
様

1. 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備

1. 1 第 1 貯水槽を水源とした場合に用いる設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第 1 貯水槽 (再処理施設と共用)

基 数 1 基

容 量 約 20000m³ (貯水槽 A 約 10000m³, 貯水槽 B 約 10000m³)

1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 第1貯水槽 (再処理施設と共用)

基 数 1基

容 量 約20000m³ (貯水槽A 約10000m³,
貯水槽B 約10000m³)

- ・ 第2貯水槽 (再処理施設と共用)

基 数 1基

容 量 約20000m³ (貯水槽A 約10000m³,
貯水槽B 約10000m³)

- ・ 貯水槽水位計

台 数 4台

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第32条 電源設備)

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・ 大型移送ポンプ車 (再処理施設と共用)

台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックア
ップ2台)

- ・ 可搬型建屋外ホース (再処理施設と共用)

数 量 1式

- ・ 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) (再処理施設と共用)

基数 8台 (予備として故障時のバックアップ4台)

・可搬型貯水槽水位計 (電波式) (再処理施設と共用)

基数 12台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ8台)

・可搬型送水流量計 (再処理施設と共用)

基数 30台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ20台)

・可搬型情報収集装置 (第1保管庫・貯水所用) (再処理施設と共用)

基数 2台 (予備として故障時のバックアップ1台)

・可搬型情報収集装置 (第2保管庫・貯水所用) (再処理施設と共用)

基数 2台 (予備として故障時のバックアップ1台)

・情報把握計装設備用可搬型発電機 (再処理施設と共用)

基数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ2台)

・ホース展張車 (再処理施設と共用)

台数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを5台)

・運搬車 (再処理施設と共用)

台数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを5台)

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第32条 電源設備)

1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備

(1) 常設重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・第1貯水槽

基 数 1基

容 量 約 20000m³ (貯水槽A 約 10000m³, 貯水槽B 約 10000m³)

- ・貯水槽水位計

台 数 2台

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第32条 電源設備)

(2) 可搬型重大事故等対処設備

a. 水供給設備

- ・大型移送ポンプ車

台 数 9台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ5台)

- ・可搬型建屋外ホース

数 量 1式

- ・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) (再処理施設と共用)

基 数 8台 (予備として故障時のバックアップ4台)

- ・可搬型貯水槽水位計 (電波式) (再処理施設と共用)

基 数 12台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ8台)

- ・可搬型送水流量計 (再処理施設と共用)

基 数 30台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップ)

ッブ 20 台)

- ・可搬型情報収集装置 (第 1 保管庫・貯水所用) (再処理施設と共用)

基 数 2 台 (予備として故障時のバックアップ 1 台)

- ・情報把握計装設備用可搬型発電機 (再処理施設と共用)

基 数 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックア
ッブ 2 台)

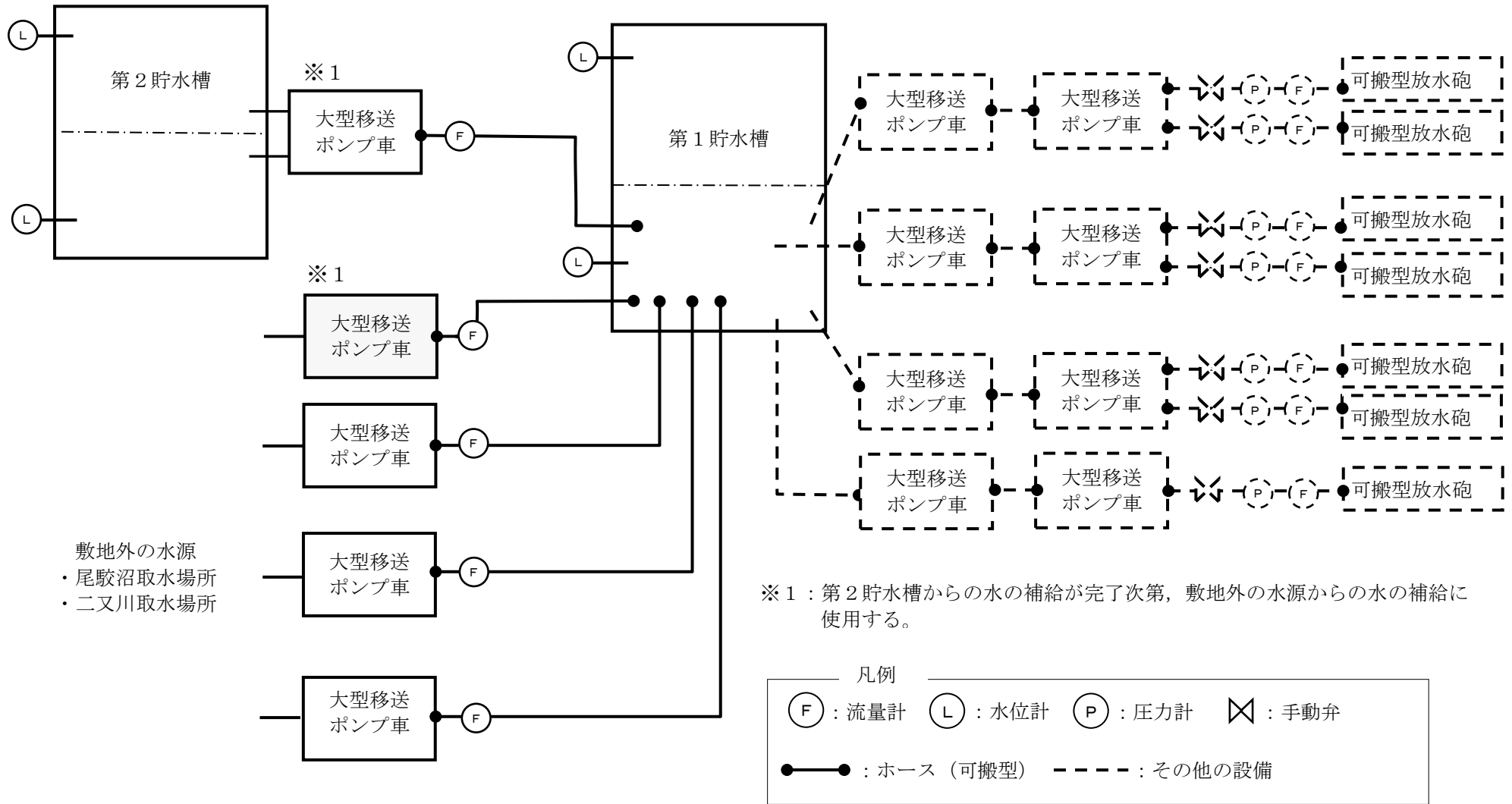
- ・ホース展張車 (再処理施設と共用)

台 数 9 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアッ
プを 5 台)

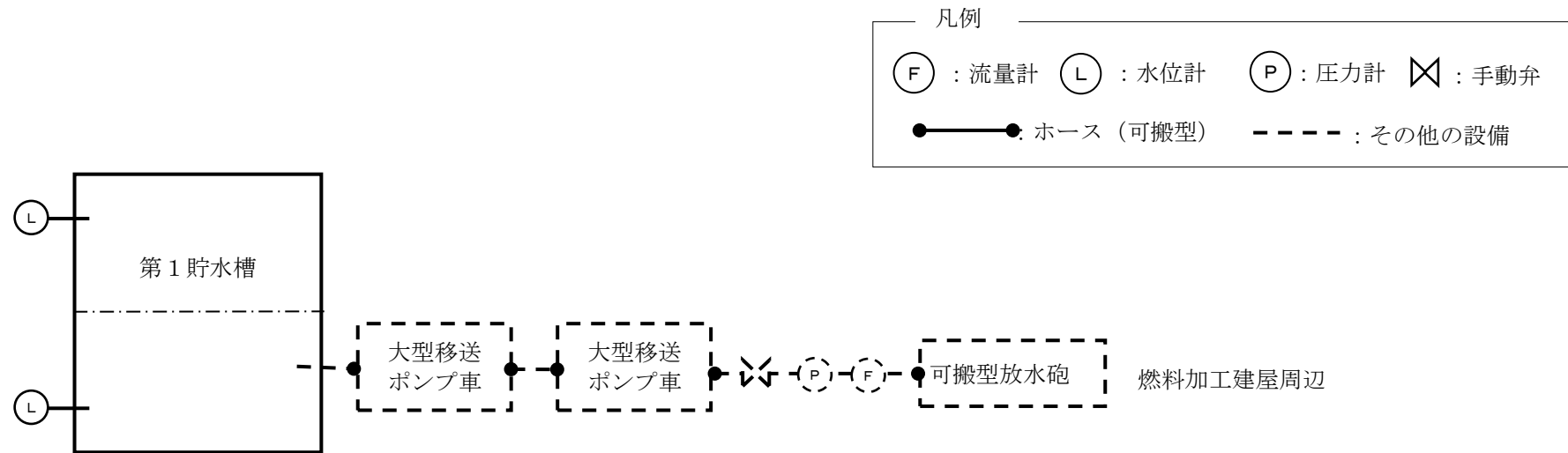
- ・運搬車 (再処理施設と共用)

台 数 9 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアッ
プを 5 台)

b. 補機駆動用燃料補給設備 (第 32 条 電源設備)



第 31. 1 図 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図 (その 1)
(大気中への放射性物質の拡散抑制への対処及び第 1 貯水槽へ水を補給の対処)



第 31. 2 図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図 (その 2)
 (航空機衝突による航空機燃料火災への対処)

2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
第31条: 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	SA設備基準適合一覧表	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-2	配置図	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-3	系統図	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-4	試験検査	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-5	容量設定根拠	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-6	接続図	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-7	保管場所図	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-8	アクセスルート図	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-9	その他	4/20	0	新規作成
補足説明資料1-9	規則に対する適合性			
補足説明資料1-10	水源の考え方	4/20	0	新規作成

令和2年4月20日 R0

補足説明資料 1 - 1 (31条)

SA設備基準適合性 一覧表

		31条 水供給 (1)水供給設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a)第1貯水槽	31条 水供給 (1)水供給設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b)第2貯水槽	31条 水供給 (1)水供給設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c)貯水槽水位計	31条 水供給 (1)水供給設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a)大型移送ポンプ車	31条 水供給 (1)水供給設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b)可搬型建屋外ホース[流路]		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1基	1基	必要数4台	必要数4台(合計9台)	必要数 一式	
		容量	約10000×2m ³ /基	約10000×2m ³ /基	300~7500mm	約1800m ³ /h/台	呼び径 300	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故当時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故当時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故当時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故当時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故当時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第25条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮し、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては第25条に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	起動及び停止操作	弁操作
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	重大事故等対処専用であり該当しない	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故等への対処専用のため切替は考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替は考慮しない。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	重大事故等への対処専用のため切替は考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替は考慮しない。	
	第6号	悪影響	系統設計	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。	他の設備から独立して使用可能な設計とすることで悪影響を与えない設計とする。
その他(飛散物)			地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置に設置する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置に設置する。	・地震に対しては第25条に基づく設計とすることにより他の設備に悪影響を与えない設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対しては固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	・地震に対しては第25条に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計、自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。			
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。			
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 溢水源(漏えい源)とならないよう第25条に基づく設計とする。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 溢水源(漏えい源)とならないよう第25条に基づく設計とする。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水に対しては手順(再処理工程を停止する)により対処する。 ・火災に対しては第23条に基づく設計とする。			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所				屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート				影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象				地震に対しては第27条に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。	地震に対しては第27条に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。
人為事象						第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。	第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響						内部発生飛散物に対しては第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。 火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに給水処理設備と位置的分散を図る。 火災に対しては「内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。	

SA設備基準適合性 一覧表

		31条 水供給	31条 水供給	31条 水供給	31条 水供給	31条 水供給	
		(1)水供給設備	(1)水供給設備	(1)水供給設備	(1)水供給設備	(1)水供給設備	
		b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	b. 可搬型重大事故等対処設備	
		(c)可搬型貯水槽水位計(ロープ式)	(d)可搬型貯水槽水位計(電波式)	(e)可搬型第1貯水槽給水流量計	(f)可搬型情報収集装置(第1保管庫・貯水所用)	(g)可搬型情報収集装置(第2保管庫・貯水所用)	
27条適合性		必要数 一式	必要数 一式	必要数 一式	必要数 一式	必要数 一式	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。					
	容量	0~10m	300~7500mm	0~1800m ³ /h	-	-	
	第2号	重大事故当時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
		自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	
	第3号	操作性	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
操作内容		操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	
第6号	悪影響	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
	その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象					
		人為事象					
		周辺機器からの悪影響					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	・第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。		
周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ○被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ○被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ○被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ○被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ○被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。		

SA設備基準適合性 一覧表

		27条適合性		31条 水供給 (1)水供給設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (h)情報把握計装設備用可搬型発電機
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。		必要数 一式
		容量		-
	第2号	環境条件における健全性	重大事故当時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要
	第4号	試験・検査		健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		第27条第1項第2号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風、台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管。屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象	
人為事象				
周辺機器からの悪影響				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		常設設備との接続はないため考慮しない。
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		常設設備との接続はないため考慮しない。
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
	第4号	保管場所		・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。
	第5号	アクセスルート		・第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールロードによる障害物の除去等により確保する。
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響			・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ○溢水 ・被水(被液)防護、溢水高さを考慮して設置する。	

令和2年4月20日 R O

補足説明資料 1 - 2 (31 条)

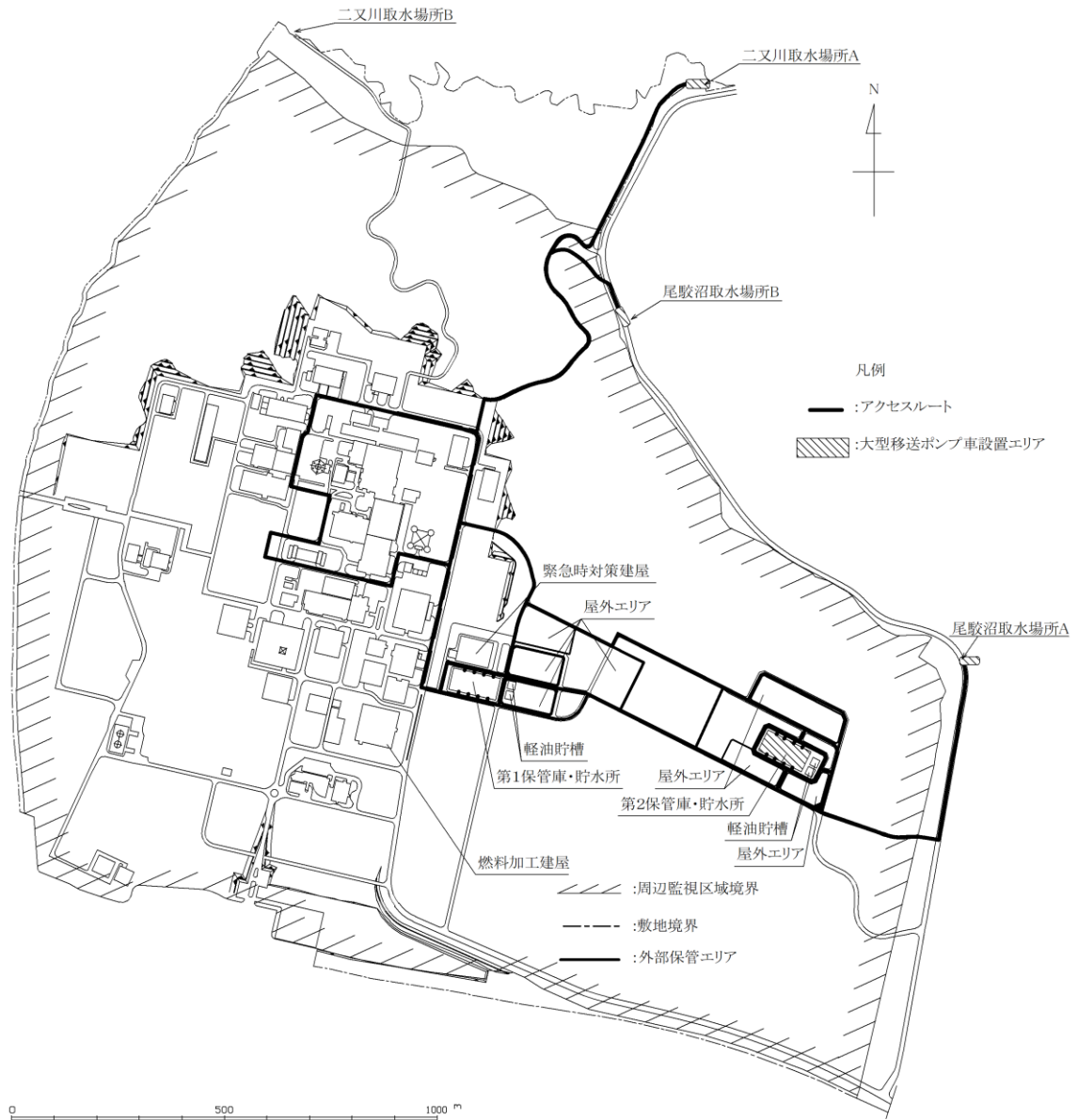


図1 水源配置図

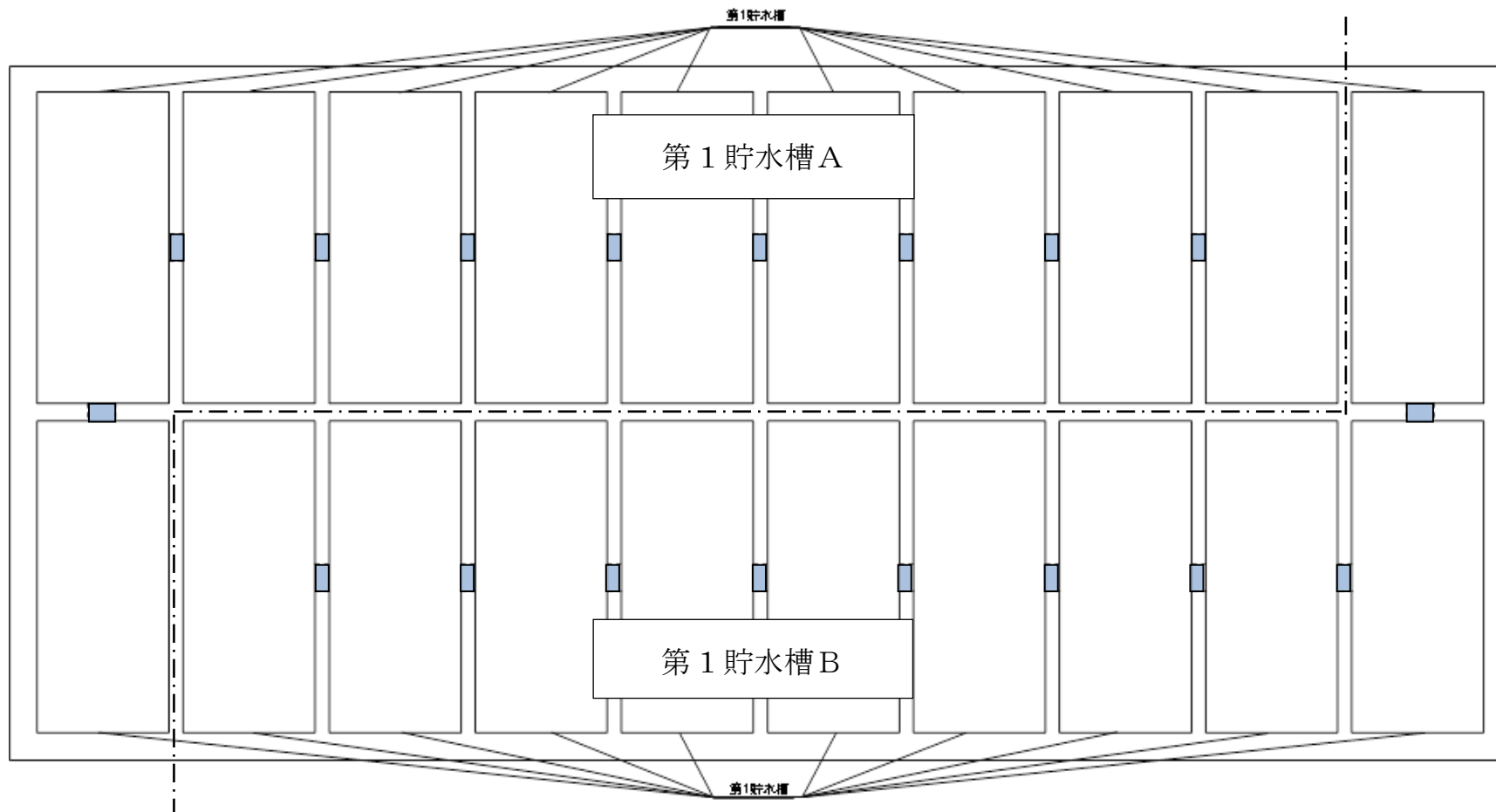


図2 第1貯水槽及び第2貯水槽内部配置図

令和2年4月20日 R O

補足説明資料 1 - 3 (31 条)

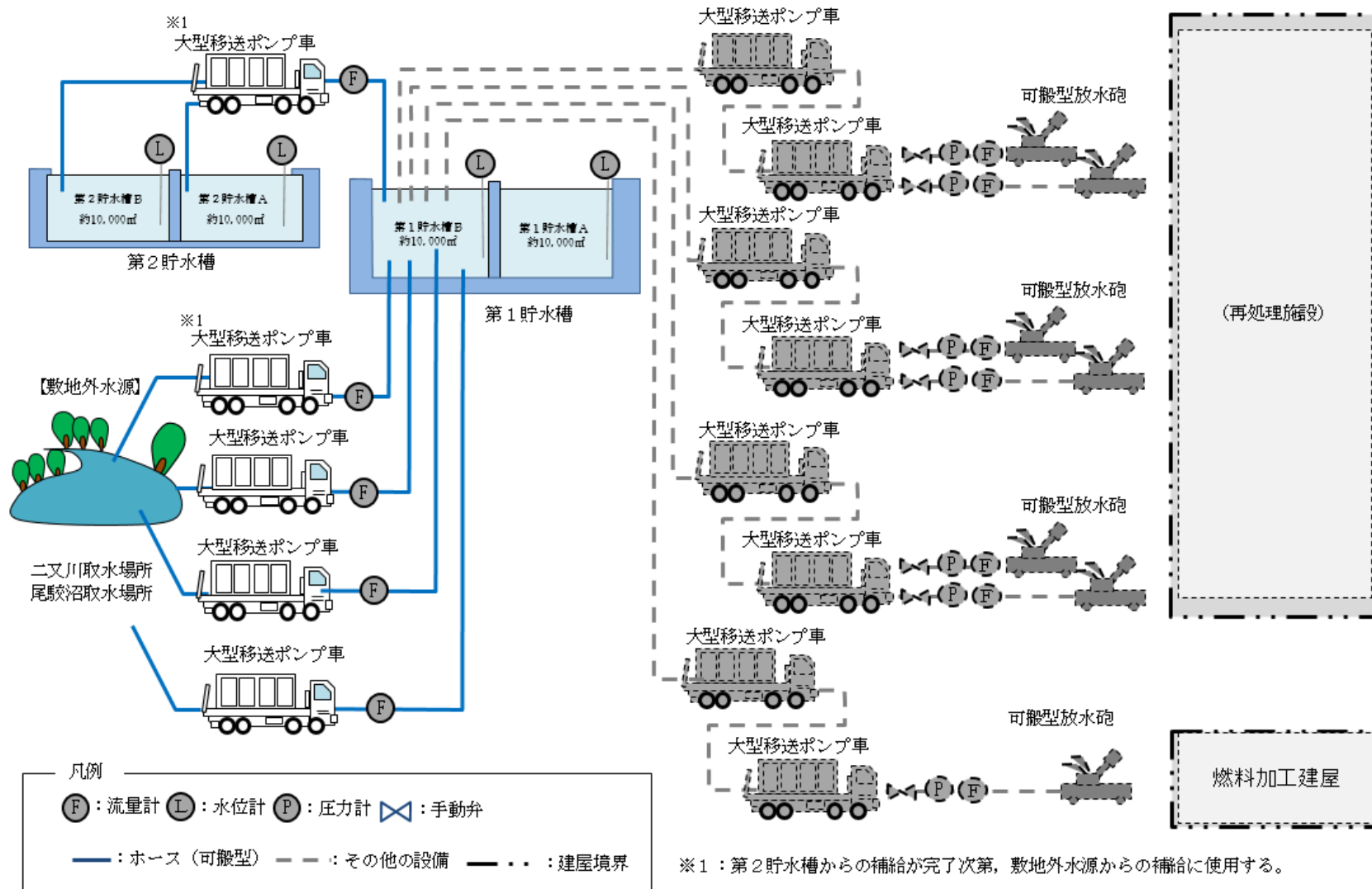


図1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図 (その1)
(大気中への放射性物質の放出抑制への対処及び第1貯水槽へ水を補給の対処)

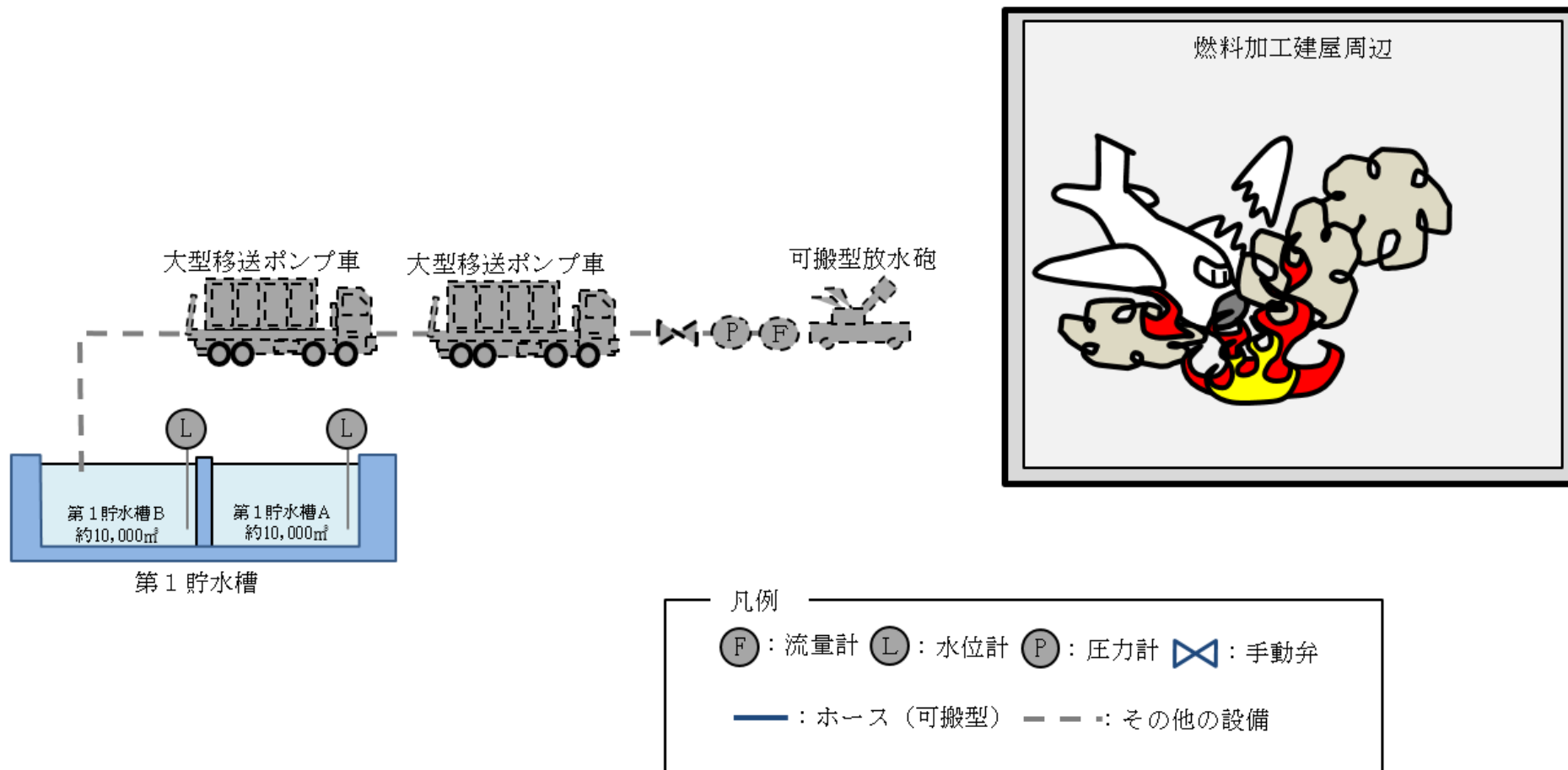


図2 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備の系統概要図 (その2)
(航空機衝突による航空機燃料火災への対処)

令和2年4月20日 R O

補足説明資料 1 - 4 (31 条)

1. 常設重大事故等対処設備

(1) 第1貯水槽の試験検査

・第1貯水槽

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	パラメータ確認	パラメータ（水位）を確認する。

(2) 第2貯水槽の試験検査

・第2貯水槽

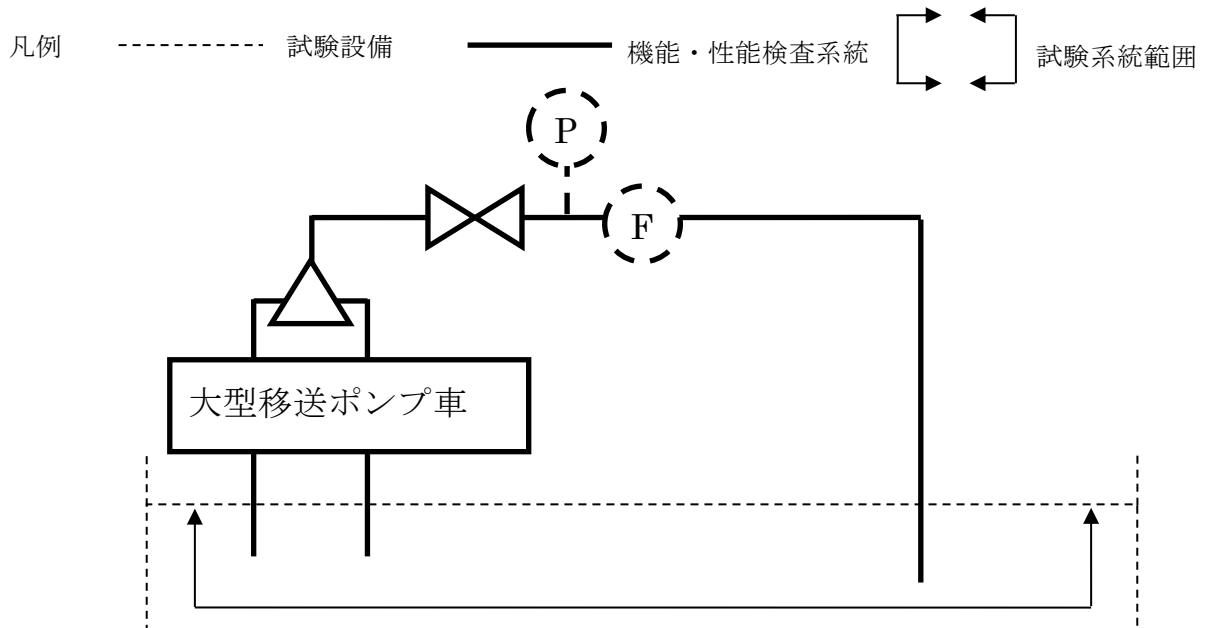
加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	パラメータ確認	パラメータ（水位）を確認する。

2. 可搬型重大事故等対処設備

(1) 大型移送ポンプ車の試験検査

・大型移送ポンプ車

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後，消耗品を交換する。組み立て後，異常なく動作することを確認する。 外観上，異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について，走行できることを確認する。
	機能・性能試験	大型移送ポンプ車の試験システムを構成するポンプ及びホースに漏えいがないことを確認する。 ポンプ運転性能を送水流量及び圧力により確認する。



図は第1貯水槽を使用した大型移送ポンプ車の機能・性能検査系統を示す。
機能・性能検査は，大型移送ポンプ車を第1貯水槽の近傍に設置し，ホース等により仮設の試験設備を構成し，第1貯水槽を水源とした循環運転によりポンプの運転性能，系統の漏えい確認を実施する。
仮設の試験設備であるため，第1貯水槽以外の水源でも試験可能である。

第1図 大型移送ポンプ車（泡混合器搭載）の試験系統図

(2) 可搬型建屋外ホースの試験検査

- ・可搬型建屋外ホース（建屋外ホース, 接続金具）

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

(3) ホース展張車の試験検査

- ・ホース展張車

加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後, 消耗品を交換する。組み立て後, 異常なく動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できることを確認する。
	機能・性能試験	艀装部が適切に動作することを確認する。

(4) 運搬車の試験検査

- ・運搬車

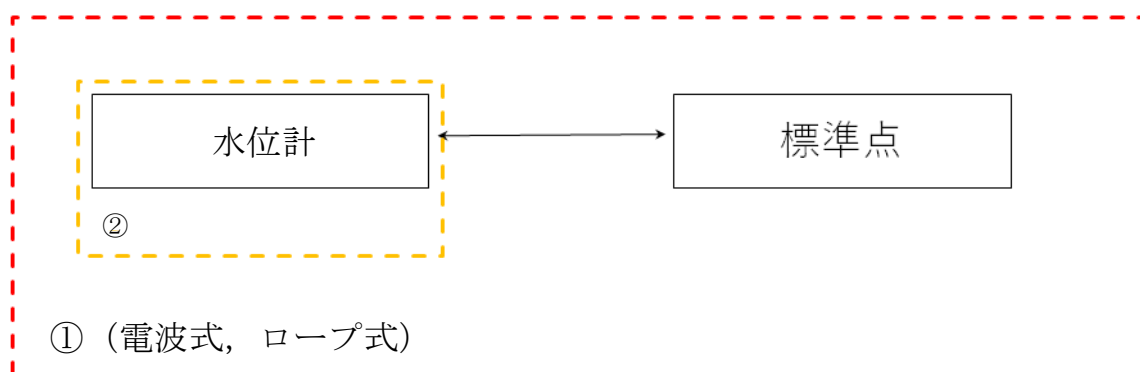
加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 外観点検	分解して状態確認後, 消耗品を交換する。組み立て後, 異常なく動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できることを確認する。
	機能・性能試験	艀装部が適切に動作することを確認する。

(5) 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）の試験検査について

可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）は、健全性及び能力を確認するため、定期的に保守点検、試験又は検査（校正）を模擬入力による機能・性能の確認及び校正をする。

可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は第2図のとおりである。

※ 計器類は、校正の他に校正された計器を定期的に交換する場合もある。



① 標準点の実測により、計器の単体試験及び校正を実施（試験・校正）

② 対象計器の外観検査を実施（検査）

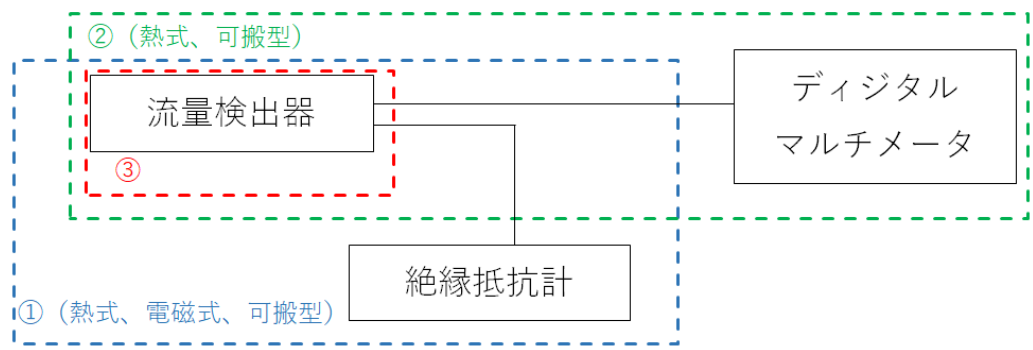
第2図 水位計の試験検査

(6) 可搬型送水流量計の試験検査について

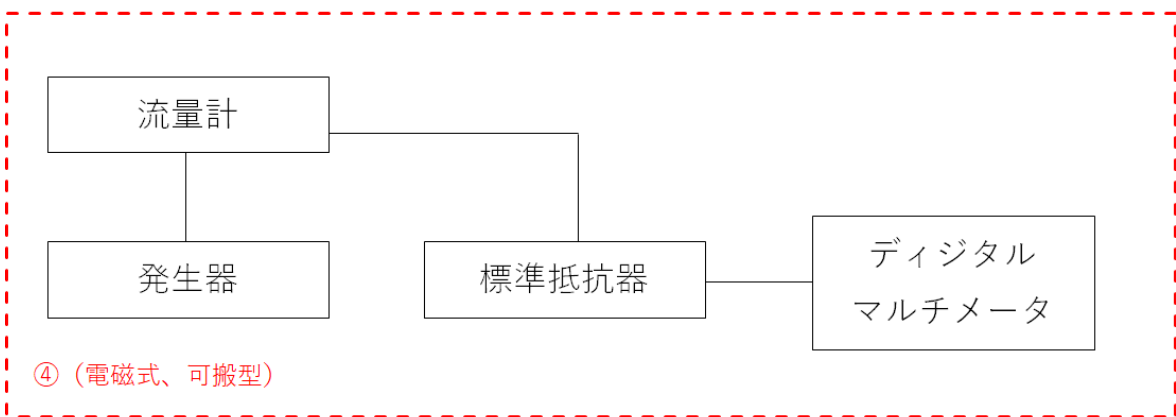
可搬型送水流量計は、健全性及び能力を確認するため、定期的に保守点検、試験又は検査（校正）を模擬入力による機能・性能の確認及び校正をする。

可搬型送水流量計の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は第3図のとおりである。

※ 計器類は、校正の他に校正された計器を定期的に交換する場合もある。

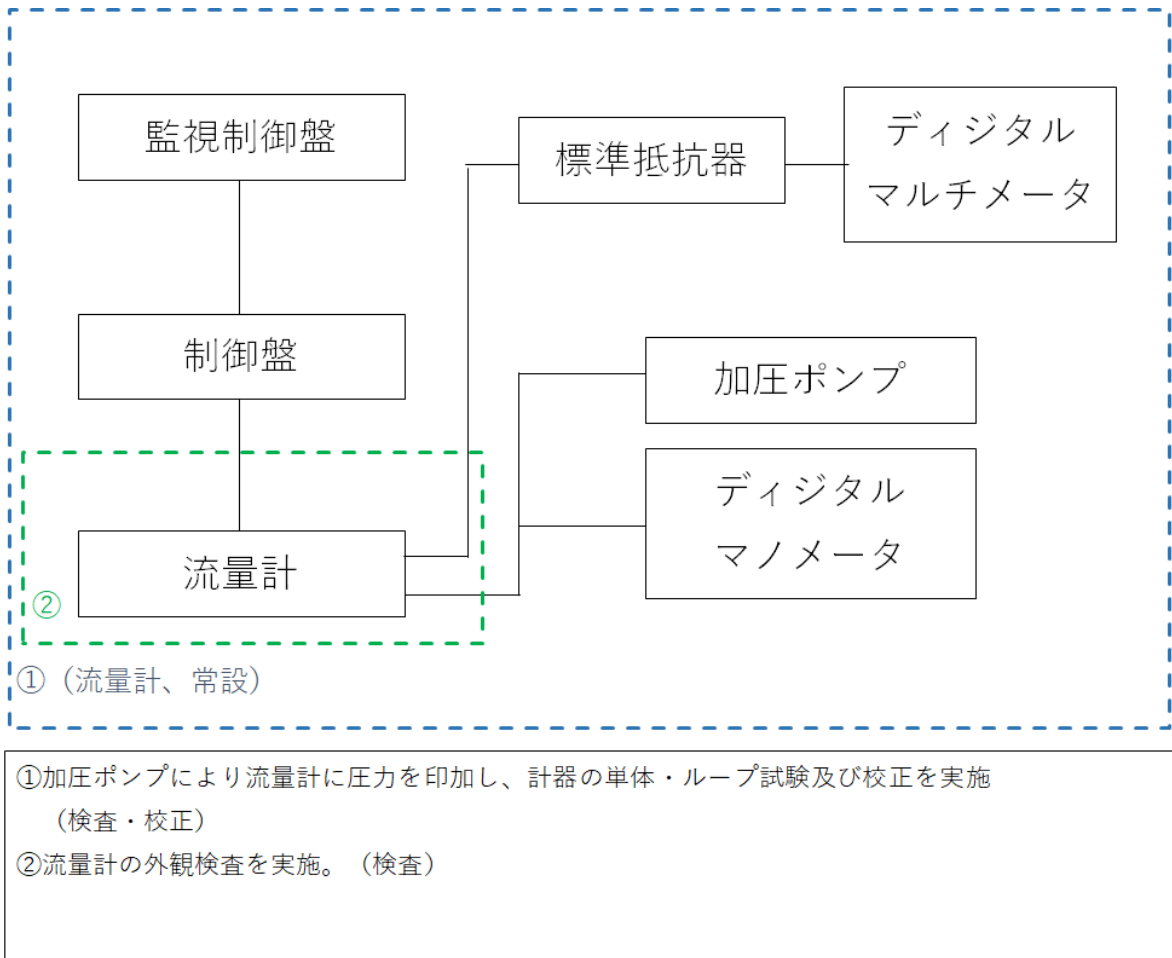


- ①流量計の絶縁抵抗値を測定 (検査)
- ②流量計の抵抗値を測定 (検査)
- ③流量計の外観検査を実施 (検査)



- ④発生器により流量計に模擬入力を与え、計器の単体試験及び校正を実施 (検査・校正)

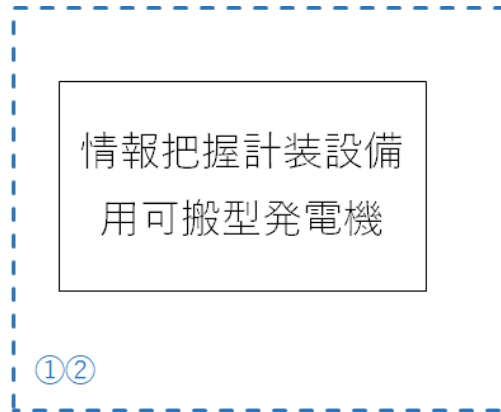
第3図 流量計の試験検査 (1 / 2)



第3図 流量計の試験検査 (2 / 2)

(7) 情報把握計装設備用可搬型発電機の試験検査について

情報把握計装設備用可搬型発電機の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は第4図のとおりである。



- ①情報把握計装設備用可搬型発電機を動作させ、機能に問題がないことを確認。(検査)
- ②情報把握計装設備用可搬型発電機の外観検査を行う。(検査)

第4図 情報把握計装設備用可搬型発電機の試験検査

(8) 可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）の試験検査について

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）は、健全性及び能力を確認するため、定期的に保守点検、試験又は検査（校正）を模擬入力による機能・性能の確認及び校正をする。

可搬型情報収集装置（第1保管庫・貯水所用）及び可搬型情報収集装置（第2保管庫・貯水所用）の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は以下のとおりである。

- ・可搬型情報収集装置に模擬入力装置から模擬信号を入力し、緊急時対策所の情報表示装置にて動作・表示を確認（検査）
- ・可搬型情報収集装置，可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備屋内ケーブルの外観検査を実施（検査）

令和2年4月20日 R0

補足説明資料 1－5（31条）

名 称		第 1 貯水槽
容量	m ³	第 1 貯水槽 A 約 1800 以上 第 1 貯水槽 B 約 1800 以上(注 1) (約 10000×2(注 2))
機器仕様に関する注記		注 1 : 要求値を示す。 注 2 : 公称値を示す。

【設定根拠】

第1貯水槽は、重大事故等時に以下の機能を有する。

第1貯水槽は、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源として設置する。

第1貯水槽は、2槽に分割された構造とする。

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への対応では、第1貯水槽Bを使用する。

第1貯水槽の水が可能な限り減少することが無いようにするため、第2貯水槽又は敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を行う。

第1貯水槽の水が可能な限り減少することが無いようにするため、敷地外水源（尾駸沼及び二又川）から第1貯水槽への水の補給ができる設計とする。

1. 容量

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備への水の供給では、必要となる水の量が多いが、第2貯水槽または敷地外水源から第1貯水槽Bへの水の補給を行うため、第1貯水槽Bを水源とした対処が可能である。

燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への対処では、泡消火を約 $900\text{m}^3/\text{h}$ 、約2hで実施するため必要となる水の量は、

$$\text{約}900\text{m}^3/\text{h} \times \text{約}2\text{h} = \text{約}1800\text{m}^3$$

となり第1貯水槽を水源とした対処が可能である。

公称値については、要求される容量を満足するものとして第1貯水槽Aで約 10000m^3 、第1貯水槽Bで約 10000m^3 とする。

名 称		大型移送ポンプ車
容量	m^3/h	約 1800 以上 (注 1) (約 1800 (注 2))
最高使用圧力	MPa	1.2
機器仕様に関する注記		注 1 : 要求値を示す。 注 2 : 公称値を示す。
<p>【設定根拠】</p> <p>大型移送ポンプ車は、重大事故等時に以下の機能を有する。</p> <p>大型移送ポンプ車は、想定する重大事故等時において、第 2 貯水槽及び敷地外水源（尾駁沼又は二又川）の水を第 1 貯水槽へ補給できる設計とする。</p> <p>1. 容量等</p> <p>第 1 貯水槽へ水を補給する場合の大型移送ポンプ車の容量は、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処で必要となる大型移送ポンプ車 1 台あたり約 $1800\text{m}^3/\text{h}$ と想定する。</p> <p>第 2 貯水槽及び敷地外水源から第 1 貯水槽への水の補給の要求値は約 $1800\text{m}^3/\text{h}$ 以上とする。公称値については、要求される最大容量を満足するものを約 $1800\text{m}^3/\text{h}$ とする。</p> <p>2. 最大使用圧力</p> <p>大型移送ポンプ車の最大使用圧力は、メーカー設定値の 1.2MPa とする。</p>		

3. 大型移送ポンプ車の性能曲線

大型移送ポンプ車の性能曲線を以下に示す。

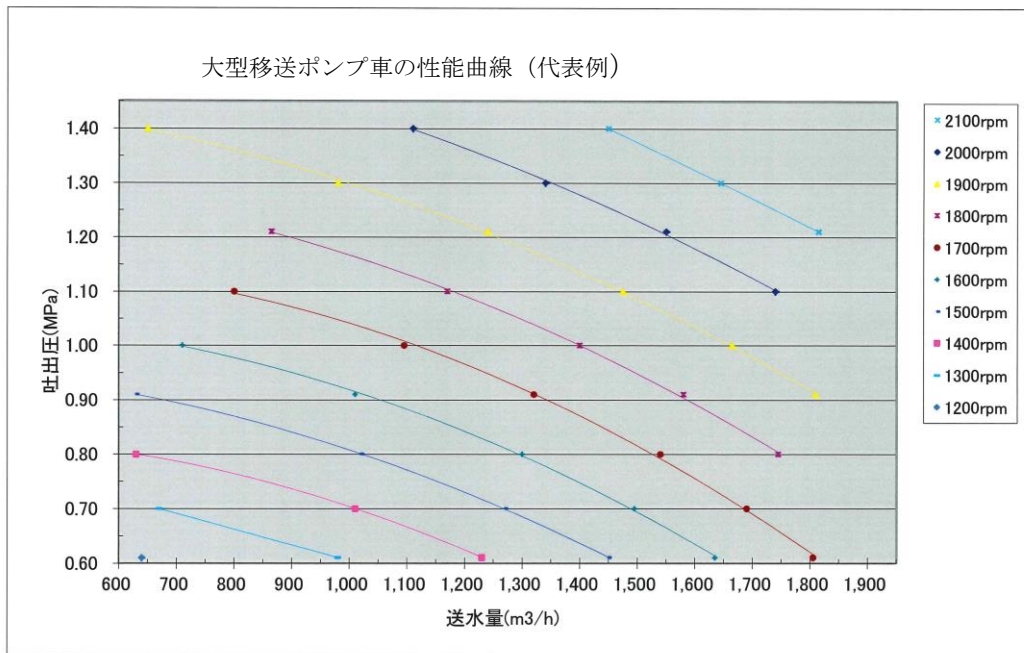
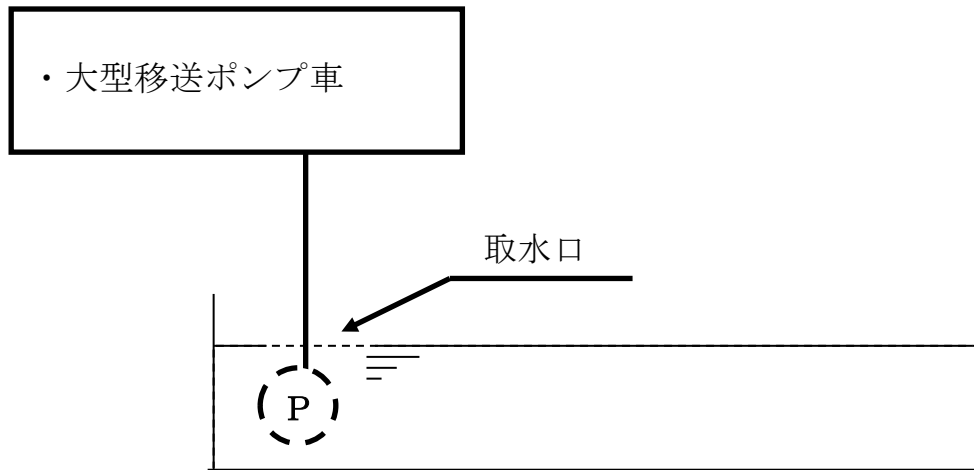


図1 大型移送ポンプ車の性能曲線（代表例）

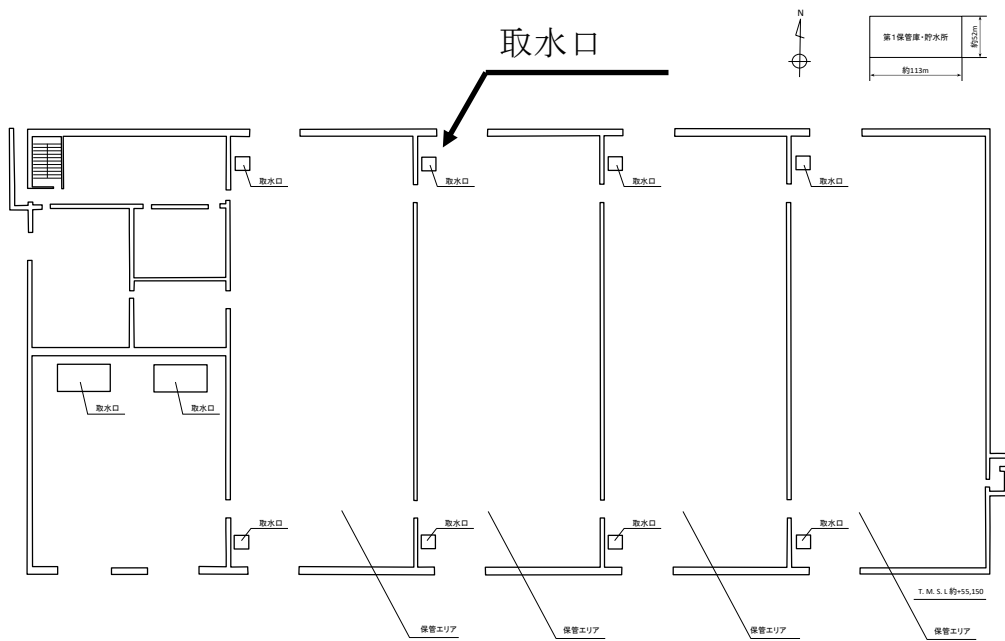
令和2年4月20日 R0

補足説明資料 1－6 (31条)

水を供給するための設備のうち，大型移送ポンプ車と第1貯水槽又は第2貯水槽の接続（取水）は，保管庫・貯水所建屋内の取水口に大型移送ポンプ車のポンプを入れることにより，確実に接続（取水）が可能である。



第1貯水槽又は第2貯水槽からの取水



保管庫・貯水所の地上1階平面図

図1 接続図

水を供給するための設備のうち，可搬型建屋外ホースと接続する設備は，接続方式を統一することにより，確実に接続が可能である。

- 可搬型建屋外ホースと可搬型建屋外ホースの接続（300A と 300A）



建屋外ホース接続箇所
(300A)



建屋外ホース接続
(300A)

- 大型移送ポンプ車と可搬型建屋外ホースの接続（300A）



大型移送ポンプ車



大型移送ポンプ車吐出部
可搬型建屋外ホース接続箇所
(300A)



可搬型建屋外ホース接続
(300A)

- 可搬型建屋外ホースと接続金具の接続（300A）



二口分岐
(300A×300A×2口)



二口分岐接続
(300A×300A×2口)

令和2年4月20日 R0

補足説明資料 1-7 (31条)

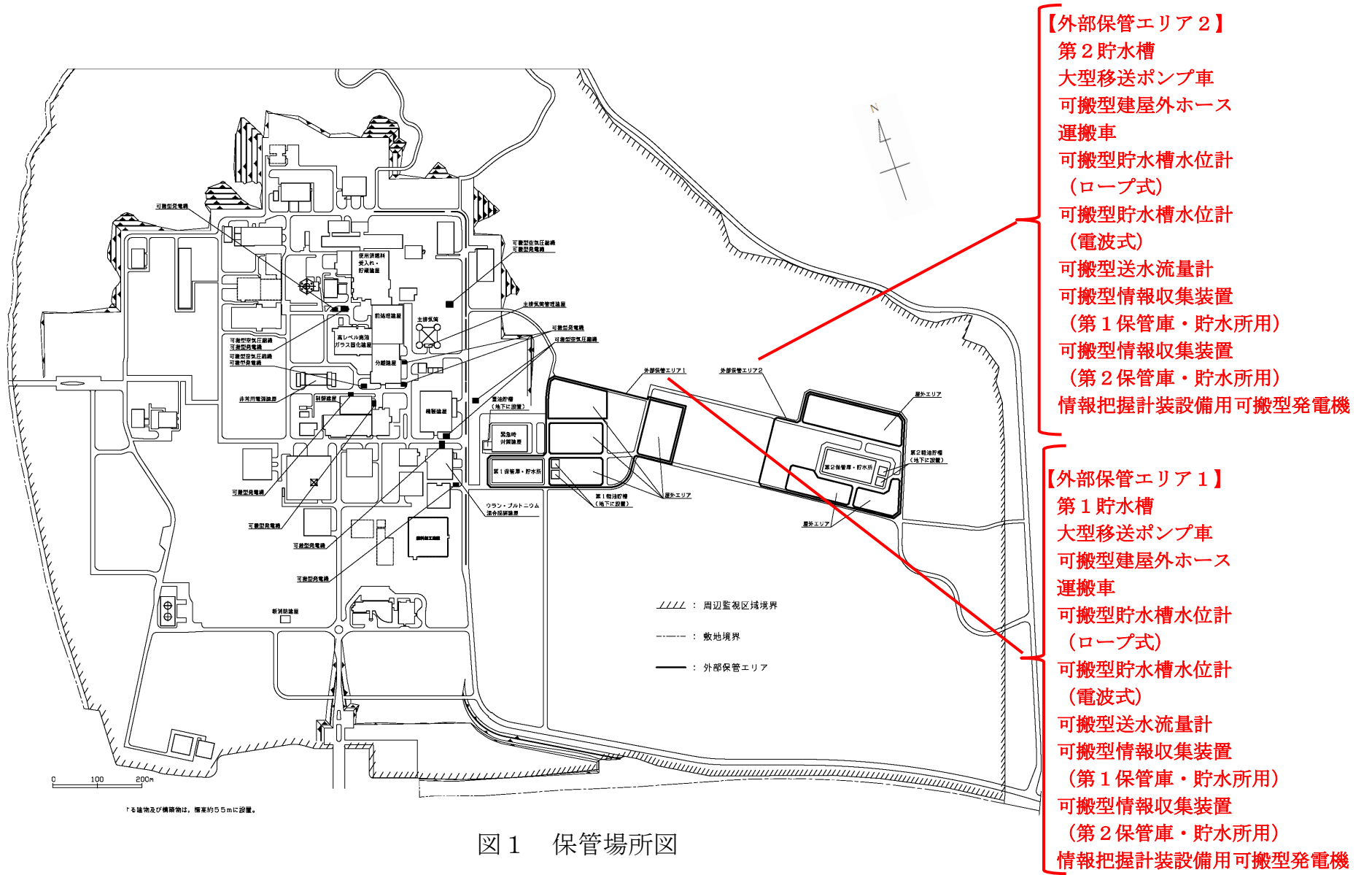


図 1 保管場所図

令和2年4月20日 R O

補足説明資料 1 - 8 (31 条)

測定箇所	測定項目
①	送水流量
②	貯水槽水位（ロープ式，電波式）

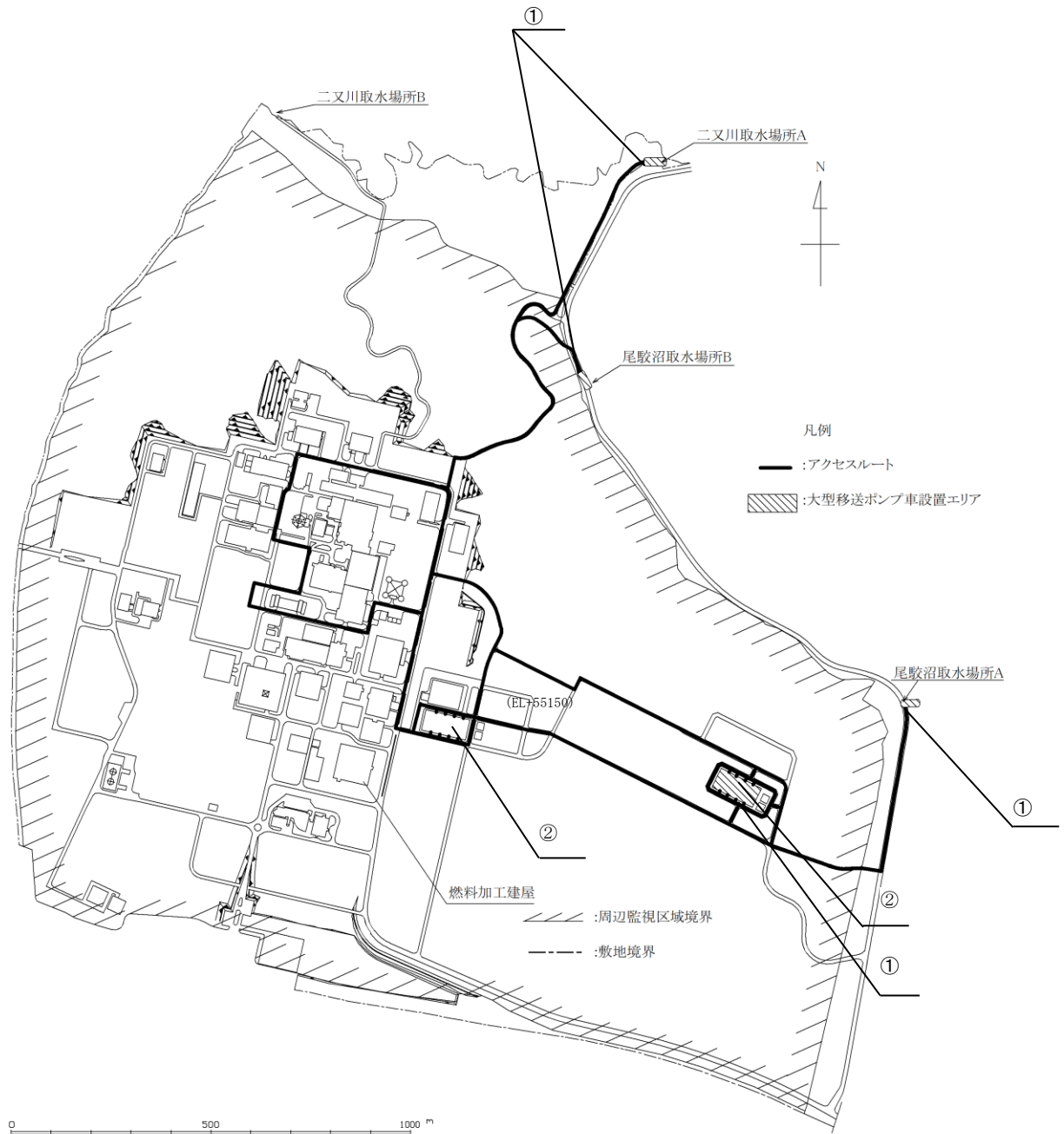


図1 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備のアクセスルート図（屋外）

令和2年4月20日 R O

補足説明資料 1 - 9 (31 条)

1. その他設備

1. 1 二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池を利用した水の供給設備の整備

重大事故等への対処に必要な水を供給するため自主対策設備として，二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池を利用した水の供給設備を整備する。

淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池は，地震発生時に補給に必要な水量が確保できない可能性があることから，自主対策設備として位置づける。なお，本対処は，重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び時間に加えて，本対策を実施するための要員及び時間を確保可能な場合に着手することとしているため，重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池を利用した水の供給設備を図1に示す。

二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池が健全な場合に，大型移送ポンプ車を使用して二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池から第1貯水槽へ水が補給できる。

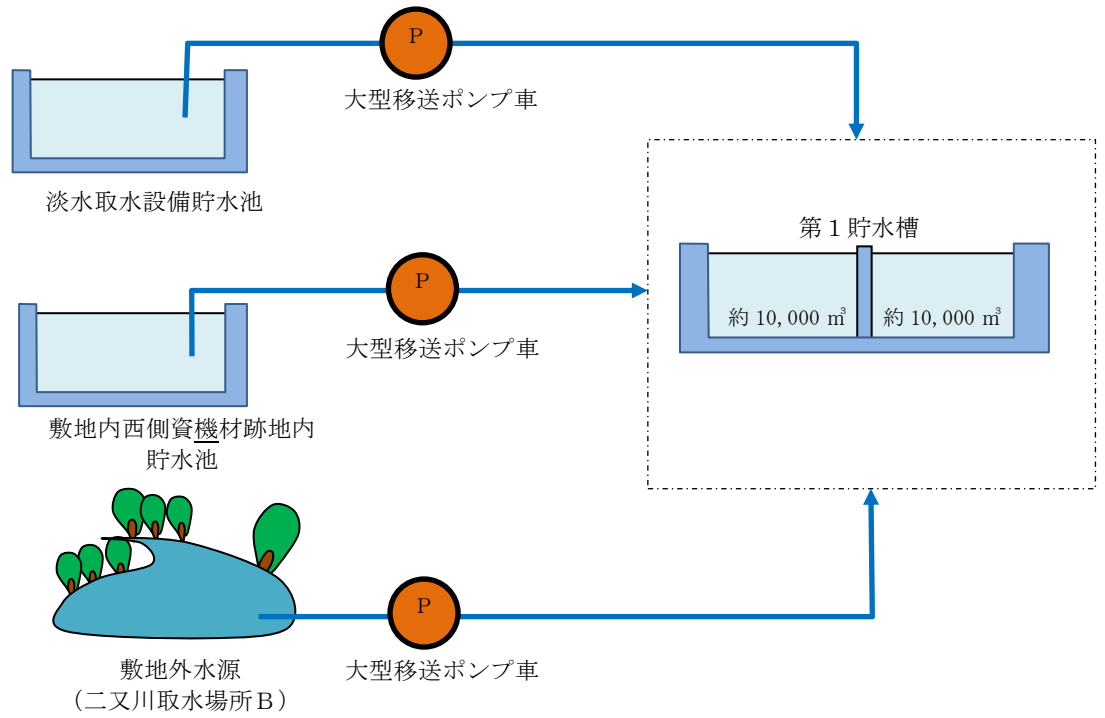


図1 二又川取水場所B，淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池から第1貯水槽への水の補給概要図

令和2年4月20日 R O

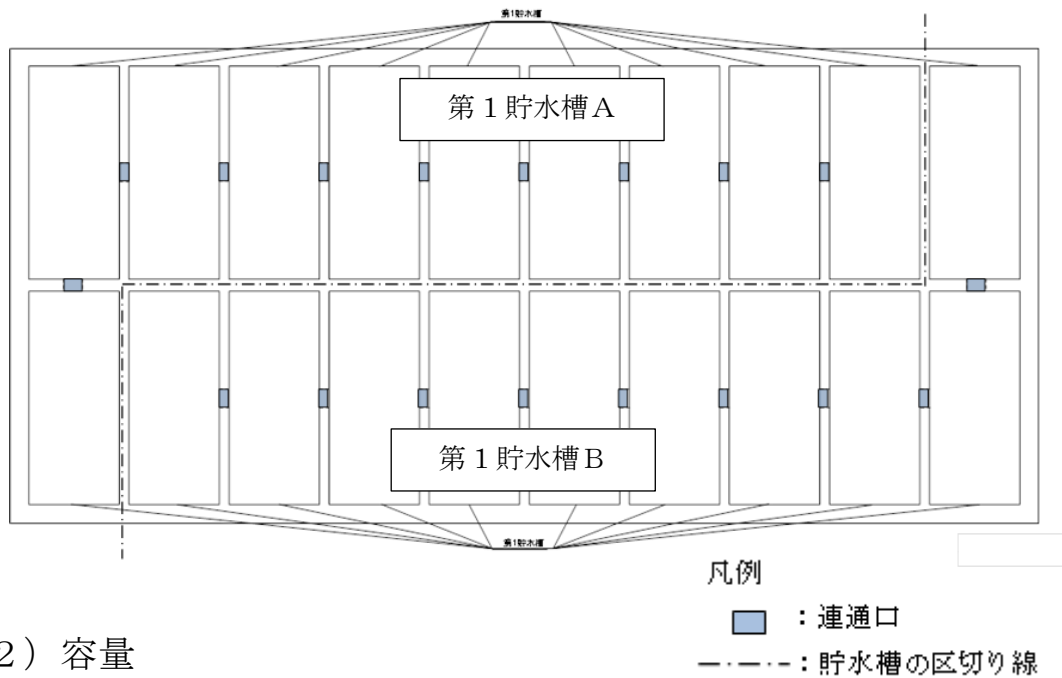
補足説明資料 1-10 (31条)

重大事故等への対処に応じた貯水槽（水源）の考え方

1. 貯水槽の構造および容量

(1) 構造：二槽分割構造

第1貯水槽及び第2貯水槽ともに同じ構造とする。



(2) 容量

貯水槽 A：約 10000m³/槽

貯水槽 B：約 10000m³/槽

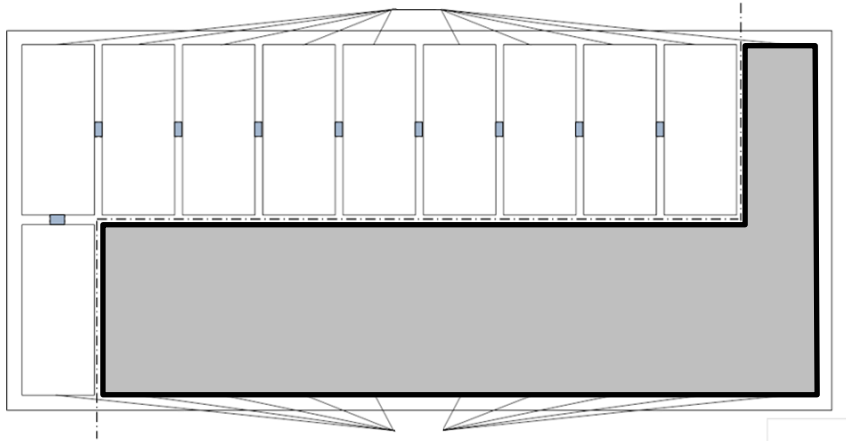
貯水槽 1 基あたり，約 20000m³

2. 水源の考え方

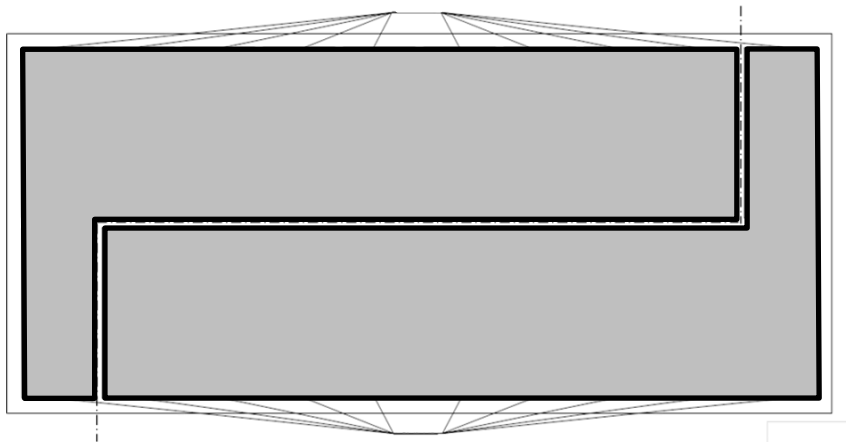
(1) 大気中への放射性物質の拡散を抑制する対処に係る水源

・第1貯水槽を水源とした場合

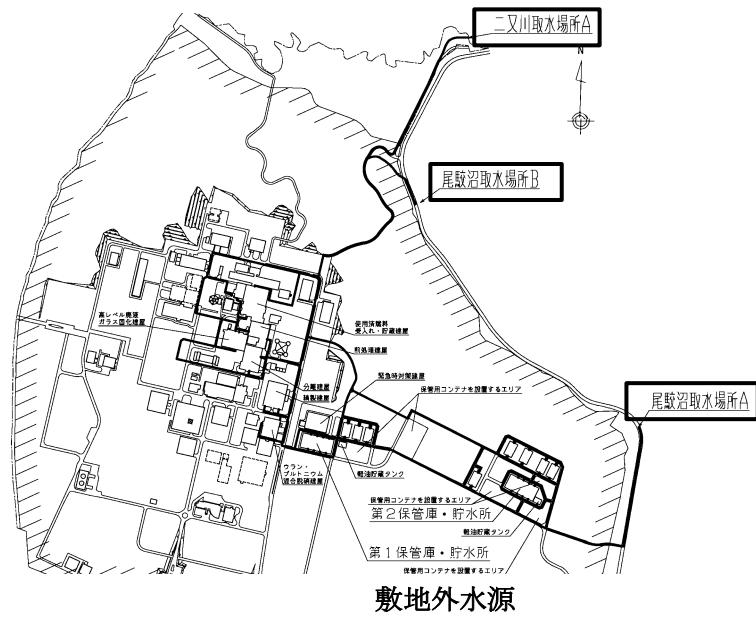
- ① 第1貯水槽の第1貯水槽Bを水源とする。
- ② ①の水ができる限り減少することが無いようにするため、その他の水源から水を補給する。



第1貯水槽



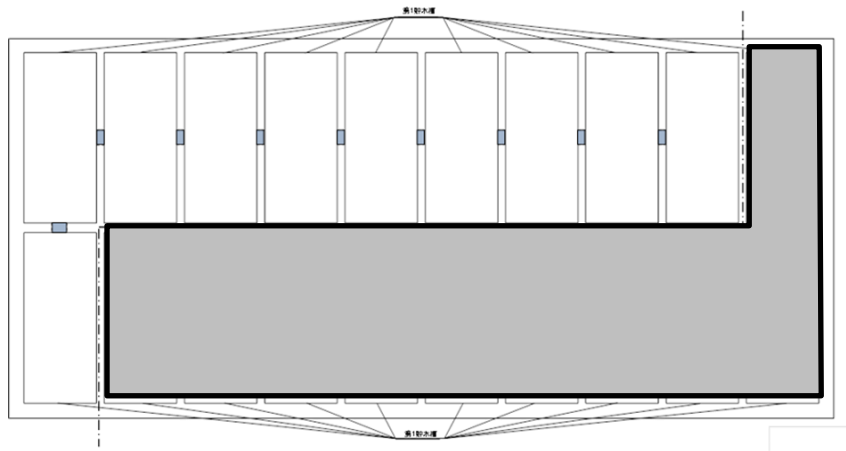
第2貯水槽



敷地外水源

(2) 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ
対応するための設備の水源

① 第1貯水槽の第1貯水槽Bを水源とする。



第1貯水槽